

沖縄県北部訓練場建設に対し、民意の尊重を求める意見書

沖縄県北部の国頭村・東村にまたがる米軍北部訓練場の一部がまもなく返還される予定である。この返還を決めた1996年のSACO（沖縄に関する特別行動委員会）合意では、返還区域内にあるヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）を残余の部分に移設することが条件とされており、現在この建設工事が急ピッチで進められている。

新たなヘリパッドは東村高江の集落を囲むように6カ所の建設が計画されており、当該地域の自然環境や住民生活への悪影響が懸念されている。運用されるMV-22オスプレイの危険性に対する不安も払拭されていない。すでに完成し提供されている2カ所のヘリパッドではオスプレイが昼夜を問わず民間地域上空を低空飛行し、激しい騒音や低周波が市民生活を脅かしている。

これまで沖縄県議会や地元自治体、高江住民は、平和的な手段でオスプレイ配備や高江ヘリパッド計画の見直しを求め続けてきたが、日本政府はこうした声にまったく耳を貸そうとしなかった。そればかりか本年7月からは、機動隊の力で抗議する市民らを強制排除しながら建設工事を強行している。全国から動員された機動隊員は大変強圧的な態度であり、中には住民に「土人」、「シナ人」といった罵声を浴びせる者が現れるなど、沖縄の人々の心を傷つけた。

沖縄の民意と真摯に向き合い、「やんばるの森」とも呼ばれる貴重な自然環境の保全に最大限の注意を払うことは日本の民主主義と地方自治の保障にとって欠かすことのできない課題である。地元の理解なしに工事を強行することは許されない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、下記事項を強く求めるものである。

記

1. 「土人」発言等の沖縄に対する侮辱的な発言を謝罪し、機動隊による暴力的な対応を中止すること。
2. 民主主義と地方自治の原則にのっとり、沖縄県民の民意に誠実に向き合い、地元の理解なしに工事を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年12月16日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
環境大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
内閣官房長官

）あて

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

南スーダンPKO（国連平和維持活動）から自衛隊の撤退を求める意見書

政府は、11月15日に閣議決定を行い、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派遣する自衛隊部隊に対し、安保法制で可能になった「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の新任務を付与した。

しかし、南スーダンは、新任務の付与どころか、政府自身が決めた自衛隊派遣の前提である停戦合意や中立性など「PKO参加5原則」そのものが崩れているのが現実である。

11月1日に公表された国連特別調査報告書は、7月の戦闘によってキール大統領とマシャール前副大統領との「和平合意」は「崩壊」と断定している。「PKO参加5原則」の停戦合意の破綻は明瞭であり、自衛隊は撤退すべきである。

「駆け付け警護」は、PKO部隊（国連南スーダン派遣団＝UNMIS）やNGOなどの関係者が襲撃された際、現場に駆け付けて救助する任務であり、任務遂行のための武器の使用も認められている。

政府は、UNMISの他国部隊を「駆け付け警護」することは「想定されない」とし、「安全性」を強調しているが、改定PKO法にも、新任務について11月15日に閣議決定した「実施計画」にも、警護対象の限定はない。稲田防衛相は、他国部隊の「駆け付け警護」について「排除することはない」とも述べた。

7月の戦闘では、UNMIS関連施設なども攻撃・襲撃を受け、国連特別調査報告書は、南スーダン政府軍の関与も指摘している。自衛隊が「駆け付け警護」を行えば、政府軍と交戦する事態も起こりかねない。政府軍との戦闘は、憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものとなる。

攻撃された宿営地を守るため他国部隊とともに自衛隊部隊が応戦する「宿営地共同防護」も重大である。政府は、自衛隊員の「自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用」だとし、「武力の行使」ではないとするが、実態とかけ離れており、国際法上、「武器の使用」と「武力の行使」を区別した議論も存在しない。

そもそも現在のPKOは、武力を行使しての「住民保護」が主要任務となっており、UNMISはその典型である。自衛隊が武力行使を前提にした活動に参加できるはずはない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、南スーダンPKO（国連平和維持活動）から自衛隊を撤退させ、憲法に立脚した非軍事の人道・民生支援の抜本的強化を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年12月16日

議 長 名

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

} あて

国民健康保険における子どもに係る均等割軽減等に関する意見書

今日、地方自治体においては、地域の実情に合わせ多子世帯の保育料軽減や子ども医療費助成制度など様々な少子化対策・子育て支援施策に取り組んできている。一方、国民健康保険加入世帯においては、国民健康保険料（税）均等割は子どもの数が増えるほど負担が重くなっており、早急な改善を求める声が寄せられている。

こうした中で国は、子ども医療費助成制度の実施など地方単独事業に伴い、国庫補助金を減額する国庫負担調整措置を行っており、子育て支援策に対するペナルティとなるもので、地方自治体の努力に逆行するものである。

国民健康保険の均等割保険料（税）は、同じ医療保険制度である被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、国民健康保険加入者のみに重い負担を強いる要因の一つともなっており、早急な見直しが求められている。

この間、国において子ども医療費助成制度の実施など地方単独事業実施に係る国庫負担調整措置の見直しとともに、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の導入について検討しているとされているが、いまだ最終的な結論を得ていない。厚生労働省は、11月30日の社会保障審議会の部会で未就学児向けの助成についてはペナルティを廃止する考えを示したが、減額しない条件として、一部負担や所得制限を設けることなども合わせて検討するとしている。これでは、子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方自治体を真に励ますことにならない。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、子育て支援施策充実のため国民健康保険制度に関して下記事項実現のため、所要の法改正及び予算措置を行うことを強く要望する。

記

1. 子どもに係る均等割保険料（税）について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の責任と負担による軽減を行うこと。
2. 子ども医療費助成制度等地方単独事業の実施に伴う国庫負担減額措置については、条件をつけずに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年12月16日

議 長 名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて

ホームドアの設置と内方線付き点状ブロックの整備促進を求める意見書

本年8月、東京メトロ銀座線・青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し、死亡するという大変痛ましい事故があった。また、その対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線・河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し、特急電車にはねられて亡くなるという事故が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうち、ホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっている。また、本年3月末現在、全国約9,500駅のうち、ホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも、列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる内方線付き点状ブロックの整備も重要である。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅での整備率は63%であるが、ぜひ全駅において整備を進めるべきである。

よって、八王子市議会は、政府に対し、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性の向上に向けて、以下の事項について取り組むことを強く要請する。

記

1. ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険箇所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。
2. 内方線付き点状ブロックの整備については、全駅での整備を促進すること。
3. ソフト面の対応として、希望者への駅係員の介添えや一般旅客に対する誘導案内、さらには、視覚障がい者への積極的な声かけ等、事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

議長名

内閣総理大臣 }
総務大臣 } あて
国土交通大臣 }